

神 運 監 第 430 号
神 運 整 第 643 号
神 労 発 基 0214 第 1 号
平成 26 年 2 月 20 日

荷主関係団体の代表者 あて

神奈川運輸支局長
大 蔵 幸 雄

神奈川労働局長
久保村 日出男

貨物自動車運送事業における過労運転・過重労働防止等労働条件の
改善及び荷役作業における労働災害防止のための協力要請について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、運輸行政及び労働行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者の皆様につきましては、運輸関係法令及び労働関係法令の遵守のみならず、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上等を目的とした「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年2月9日労働省告示第7号。以下「改善基準告示」といいます。)及び過労運転防止を目的として「改善基準告示」と同内容の基準を定めた「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年8月20日国土交通省告示第1365号)を遵守することが求められています。

しかしながら、依然として長時間労働の実態にある企業も認められ、その背景の一つとして、集荷・配達・運転時間等に関する発注条件が厳しいことなどが指摘されております。

このような中、平成25年には県内事業者の重大事故発生による死亡者数が2年連続して増加傾向にあり危惧されるところです。また、休業4日以上労働災害は全労働災害の約10%を超えており、死亡災害も3件発生し、さらに、監督指導の結果、労働関係法令及び改善基準告示に違反している事案も多く、トラック運転者に対する支払賃金額が神奈川県最低賃金額を下回るという事案も少なからずみられます。

このような状況を改善するためには、関係事業者のみならず、荷主の皆様のご理解、ご協力が不可欠であると考えられ、発注条件等の面で十分な配慮をしていただく事が重要であると考えております。

また、貨物自動車運送事業等における労働災害全体の約7割が荷役作業時の災害であり、

荷役作業時の災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割はトラック運転者が被災しています。そのため、荷役作業の安全対策については、貨物自動車運送事業者だけでその対策を講じることは困難であり、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）の皆様も、関係者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくことが必要です。

つきましては、傘下の会員各社に対して下記事項について格別のご理解・ご配慮をいただくよう、ご指導方お願い申し上げます。

記

- 1 貨物自動車運送事業者については、トラック運転者の労働時間等に関し、労働基準法に定める労働時間等の規定のほか、改善基準告示等に定める拘束時間や運転時間の限度についても遵守することが必要であること（別添1参照）。
- 2 運送の発注を行うに当たっては、次の事項に配慮していただくこと。
 - （1）上記1の労働時間等を遵守した運行計画を立てることができるように、発注条件をあらかじめ明確にした計画的・合理的な発注を行うとともに、急な発注条件の変更は行わないこと。
 - （2）安全な運行を確保するため、トラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した配送時刻を設定すること。
 - （3）荷待ち時間及び積卸し時間等の手待時間を少なくすることができるように、荷受、荷卸の時間帯の設定等について考慮すること。
 - （4）トラック運転者に対する適正な賃金の支払の確保という観点から、運送契約の締結に当たっては、改正される神奈川県最低賃金額を下回ることはないよう発注条件等の面で十分な配慮をすること。
 - （5）安全の確保及び適正な取引推進の観点から、荷主及びトラック事業者等の双方が協議を行い、契約内容を書面化すること。
- 3 貨物自動車運送事業者に荷役作業を行わせるに当たっては、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（別添2リーフレット参照）に基づき、安全衛生協議会の設置、荷役作業を行わせる場合の事前通知、安全に作業が行える荷役場所の確保、墜落・転落防止のための施設等の用意等、荷役作業での労働災害防止に必要な事項の実施に協力していただくこと。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の内容

区 分	内 容	
拘束時間 (1 参照)	1 か月 293 時間 (毎月の拘束時間の限度を定める書面による労使協定を締結した場合には、1 年のうち 6 か月までは、1 年間についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲内において 320 時間まで延長可。)	
最大拘束時間	1 日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週 2 回まで)	
休息期間 (2 参照)	1 日の休息期間は継続 8 時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。)	
運転時間	1 日の運転時間は、2 日平均で 9 時間以内 1 週間の運転時間は、2 週間ごとの平均で 44 時間以内	
連続運転時間	運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に 30 分以上の休憩等を確保することにより、運転を中断しなければならない。 (1 回につき 10 分以上、かつ、合計 30 分以上とすることも可。)	
特 例	(1) 分割休息期間	業務の必要上、勤務の終了後継続した 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間における全勤務回数 of 2 分の 1 の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1 日において 1 回当たり継続 4 時間以上、合計 10 時間以上とすること。
	(2) 2 人乗務	1 日の最大拘束時間を 20 時間まで延長可。休息期間を 4 時間に短縮可 (ただし、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る)。
	(3) 隔日勤務の特例	業務の必要上やむを得ない場合には、2 暦日における拘束時間が 21 時間を超えず、勤務終了後、継続 20 時間以上の休息期間を与えること。

- 1 「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、運転や荷役作業を行う時間、手待ち時間 (例えば、トラックが現場へ到着し、荷卸しや荷積み始める時間などをいいます。手待ち時間も労働時間です。) 及び休憩期間を合計したものです。
- 2 「休息期間」とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。